

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	(イ) 第41条
	特定認定長期優良住宅又は認定低酸素住宅以外
	(a) 新築されたもの
	(b) 建築後使用されたことのないもの
	特定認定長期優良住宅
	(c) 新築されたもの
	(d) 建築後使用されたことのないもの
	認定低炭素住宅
	(e) 新築されたもの
	(f) 建築後使用されたことのないもの
	(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋 [令和 2年 3月 1日 { (ハ) 新築 }] がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	中野市大字中野 1234 番地 5
申請者の氏名	中野 次郎
家屋の所在地	中野市大字中野字旧庁 1234 番地 5
取得の原因 (移転登記の場合)	

令和 2年 4月 1日

中野市長 湯本 隆英